

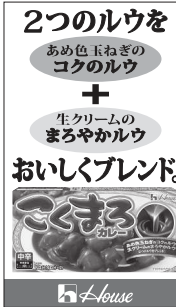
生活者優先時代を実現する 2017年(平成29年) 2月25日 2191号 毎月5日、15日、25日発行

日本消費経済新聞

©日本消費経済新聞社2017

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 Tel: 03-3263-1191 Fax: 03-5276-7878
URL: http://www.nc-news.com 昭和46年12月24日第三種郵便物承認

購読料 1年8,400円
半年4,200円



クレジット名義貸し

割販法の取り消し認める 最高裁が初判断

「高齢でクレジットを組めない人に名義を貸してほしい。支払いで迷惑はかけない」一。こんな呉服店の説明で名義を貸して結んだクレジット契約を取り消すことができるかどうか争われた裁判で、2月21日、最高裁第三小法廷（大橋正春裁判長）は、これらの説明は、消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項でうそがあったと言え、改正割販法でクレジット契約を取り消すことができるとする初の判断を示した。「販売業者に利用されたとも評価し得、保護に値しない」との見解を示した上で、名義を貸した消費者に支払いを命じた2審判決を破棄し、札幌高裁に審理を差し戻した。（相川優子）

「保護に値しない とはいえない」 個別クレジット契約取消 重要事項の不実告知に当たる

この裁判は、大手信販（クレジット）会社2社が、北海道旭川市の呉服販売業者「京きものあづま」（破産）に頼まれて名義を貸してクレジット契約を結んだ消費者37人を相手取り、未払い分の支払いを求めたもの。ジャックス（本部・東京都渋谷区）は34人分の約3627万円、オリエン特コーポレーション（本社・東京都千代田区）は3人分の約72万円を請求していた。

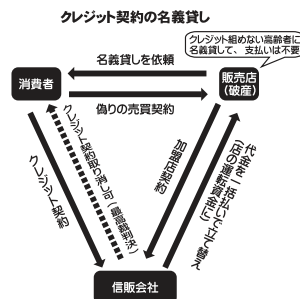
2審の札幌高裁で敗訴し、支払いを命令された消費者が、最高裁に上告していた。

争点は、08年の割販法改正（09年12月1日施行）で導入された、重要事項でうそがあった場合の個別クレジット契約の取り消しが、名義を貸した場合にも適用されるかどうか。呉服店の説明が、消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項のうそに当たるかどうかで、下級審の判断が分かれていた。

個別クレジット契約取消 重要事項の不実告知に当たる

同日の判決で、最高裁第3小法廷の大橋正春裁判長は、①名義貸しを必要とする高齢者等がいる②その高齢者等が商品を購入している③高齢者が支払えなくなった場合でも店が支払う一などは、契約締結を必要とする事情、消費者が実質的に負うリスクの有無、信販会社に実質的な損害が生じる可能性の有無に関するものといえ、「動機に関する重要事項」として「購入者の判断に影響を及ぼす重要なものに当たる」との判断を示した。

2審札幌高裁は「ローンを組めない高齢者の人助けのための契約で、高齢者等との売買契約や商品の引き渡しは実在することなどを告げているが、その内容は、購入者の判断に影響を及ぼ



すこととなる重要なものに当たらず、不実告知の対象としない」としていた。最高裁判決では、この判断は「是認できない」とした。

誤認による不正契約あり得る 販売店に利用されたとも

また、2審札幌高裁が、この判断を前提に「購入者の背信行為で契約が結ばれ、不正な取引であることは認識できた」として、「売買契約の無効をもって信販会社に対抗（支払い停止を求め）することは、信義則に反し許されない」とした判断についても、最高裁は「是認できない」とした。

割販法改正前に契約した人については、民法による売買契約の無効を理由にクレジット会社に支払い停止を求めることが、民法の信義則に反するかどうか争点になった。1審は信義則に反しないとして支払い停止を認め、2審は信義則に反するとして、支払い

最高裁判決から抜粋

名義貸しを必要とする高齢者等がいること、上記高齢者等を購入者とする売買契約および商品の引き渡しがあることならびに上記高齢者等による支払いがされない事態が生じた場合であっても、本件販売業者において確実に改正後契約に係る上告人らの被上告人に対する支払金相当額を支払う意思および能力があるといった、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無およびあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものといえる。したがって、上記告知の内容は、契約締結の動機に関する重要な事項に当たるものといえるべきである。

以上によれば、割販法35条の3の13第1項6号にいう「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に当たるというべきである。

立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法で締結されたものであったとしても、それが販売業者の依頼に基づくものであり、その依頼の際、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあっせん業者に実質的に損害が生ずる可能性の有無など、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、これによって購入者に誤認が生じ、その結果、立替払契約が締結される可能性もあるといえる。このような経過で立替払契約が締結されたときは、購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るのであり、購入者として保護に値しないということはいえないから、割販法35条の3の13第1項6号に掲げる事項につき不実告知があったとして立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことを認めても、同号の趣旨に反するものとはいえない。

を命じた。

最高裁判決では、「クレジット契約が、名義貸しという不正な方法で締結されたものであったとしても、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、消費者が誤認をして、クレジット契約が締結される可能性もある」とし、このような経過でクレジット契約が締結されたときは、「購入者は販売業者に利用されたとも評価し得、購入



ずっと赤い。ずっとおいしい。毎日の食卓に鮮度を。

ヤマサ醤油株式会社
www.yamasa.com

鮮度生活

特選 丸大豆しょうゆ
特選 塩分控えめしょうゆ

たっぷり600ml。手軽に使える鮮度容器。
開封後90日間鮮度キープ。



鮮度の一滴

超特選しょうゆ
減塩しょうゆ

鮮度に差がつくエアブロック弁。
開封後180日間鮮度キープ。

